

## 危機管理会議

日時：令和8年1月9日（金）午後7時00分から  
場所：県庁4階 災害対策本部室

### 協議事項

- ・ 香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について

# 危機管理会議 配席図

危機管理部長

政策監

危機管理監

知事戦略局  
副室長

県警本部警備部  
警備課長

教育委員会  
教育政策課長

病院局  
総務課長

企業局  
経営企画課長

県土整備政策課長

農林水産政策課長

経済産業政策課長

保健福祉政策課長

危機管理部  
副部長

危機管理部  
副部長

危機管理政策課副課長

畜産振興課長

安全衛生課長

鳥獣対策・里山振興課長

政策企画課長

にぎわい政策課長

生活環境政策課長

こども未来政策課長

ディスプレイ

(WEB会議)

南部総合県民局

地域創生防災部長

西部総合県民局

地域創生観光部長

廊  
下

令和8年1月9日  
畜産振興課

## 香川県における「高病原性鳥インフルエンザ」の疑い事例について

### 1 状況

- 本日（1月9日）、香川県の養鶏場において、「高病原性鳥インフルエンザ」の疑い事例（簡易検査陽性）が確認された旨、香川県が公表
- 当該農場の概要
  - ・ 所在地 香川県東かがわ市
  - ・ 飼育規模 採卵鶏 約 2.4万羽
- 経緯
  - ・ 本日（1月9日）、当該農場から香川県東部家畜保健衛生所に「死亡羽数増加」の通報
  - ・ 同家畜保健衛生所が立入検査を実施し、簡易検査を実施したところ、10羽中10羽の「陽性反応」を確認
  - ・ 香川県東部家畜保健衛生所において、遺伝子検査を実施中（1/10、検査結果が判明予定）

### 2 本県との関係

- 当該農場を中心とした「搬出制限区域（半径10km圏内）」内に、県内養鶏場の一部がかかる。

### 3 本県の対応

- 現時点で、県内養鶏場において疑いのある「異常鶏」がいないことを確認済み
- 県内全養鶏場に対し飼養衛生管理基準の遵守について徹底を指示
  - ・ 「鶏舎点検」や「破損箇所の修繕」などの「野生小動物対策」、「車両」や「農場敷地」の消毒など、防疫対策の再徹底
- 「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」は、既に、「ステージIV・特別警報」に引き上げ（令和7年12月23日）、養鶏関係者に対する防疫強化を実施中

令和8年1月9日（金）  
香川県鳥インフルエンザ対策本部  
畜産課 三好（内線3823）・坂下（内線3825）  
ダイヤルイン 087-832-3427・087-832-3429

プレスリリース No.1

## 香川県における高病原性鳥インフルエンザの 疑われる事例の発生について

本日、東かがわ市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されました。

また、「香川県鳥インフルエンザ対策本部会議」の開催等については、改めて、情報提供します。

なお、現段階は高病原性鳥インフルエンザが疑われる状態であり、今後詳細な遺伝子検査を実施し、家畜伝染病予防法上の高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜であるかどうかを確認します。

### 1. 農場の概要

所 在 地：香川県東かがわ市

飼養状況：採卵鶏（約2.4万羽）

### 2. 経 緯

- （1）令和8年1月9日（金）、農場管理者から東部家畜保健衛生所に「死亡羽数の増加」との連絡がありました。
- （2）同日、東部家畜保健衛生所が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、10羽中10羽（死亡鶏8羽中8羽、生存鶏2羽中2羽）の陽性を確認しました。
- （3）本日、東部家畜保健衛生所において遺伝子検査を行い、判明した結果を農林水産省に送付することとしており、1月10日には、検査結果が判明する予定です。
- （4）当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

### 3. その他

- （1）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- （2）我が国の現状において、鶏肉及び鶏卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願ひいたします。

## 「鳥インフルエンザ」とくしまアラート（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察	感染観察(強化)	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報	
		ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ		
発動基準	野鳥	野鳥サーベイランス 通常時(対応レベル1) ・定期的に集団飛来地の糞便調査	野鳥サーベイランス 近隣国で分離(対応レベル2) ・必要に応じて、巡回頻度・監視対象野鳥を拡大	野鳥サーベイランス 国内単一箇所で陽性 (対応レベル2) ※家きんで発生した場合は「対応レベル3」 ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ・糞便調査(検査検体数の増加)	野鳥サーベイランス 国内複数箇所で陽性 (対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ※県内の単一箇所で陽性の場合は「ステージⅣ」の対応	野鳥サーベイランス 国内複数箇所で陽性 (対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定	
	家きん	遠方諸国等で発生	近隣国で発生(韓国・ロシア極東)	国内で発生	近隣県で発生 (四国、兵庫、大阪、和歌山:7府県)	近隣県で発生 (複数地域・短期間続発)	
解除基準				家畜伝染病予防法第32条に基づく、移動制限区域の解除			
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼(家伝費措置)	・「ステージⅡ」と同対応	・「ステージⅡ」と同対応	
	県	・飼養衛生管理の巡回指導 (リスク分析に基づく巡回指導) ・養鶏関係者への情報提供(海外発生状況など) ・死亡羽数の報告徴求(月1回)(法第52条第1項)	・飼養衛生管理の巡回指導強化 (高リスク養鶏場の重点指導) ・消毒要請(消石灰散布) ・その他は「感染観察」と同対応	・消毒命令(法第9条)と消石灰配布 ・ねずみ駆除命令(法第9条)と殺鼠剤配布 ・死亡羽数の報告徴求(週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・死亡羽数の報告徴求(制限区域内農場:毎日、その他:週1回)(法第52条第1項) ・「ため池消毒」の緊急実施 ・その他は「ステージⅢ」と同対応 ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・「ため池消毒」の緊急実施 ・その他は「ステージⅢ」と同対応 ・その他は「ステージⅡ」と同対応	
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒(定期) ・殺鼠剤散布(定期) ・県に対し死亡羽数を報告(月1回) ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化(特に重点7項目) ・石灰消毒強化(3週間に1回以上) ・殺鼠剤散布の強化 ・県に対し死亡羽数を報告(週1回) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化(2週間に1回以上) ・県に対し死亡羽数を報告(制限区域内に含まれた農場は毎日、その他は週1回) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化(1週間に1回以上) ・その他は「ステージⅢ」と同対応	

令和8年1月9日

安全衛生課

## 香川県東かがわ市における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

### 1 食鳥肉の安全確保

#### ① 県内食鳥処理場への搬入状況

⇒当該養鶏場からの搬入なし

#### ② 食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

- ・搬入農家の確認の徹底
- ・消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
- ・異常鶏が確認された場合の早期通報の徹底

#### ③ 食鳥検査センターへの確認・指示事項

これまで県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていないが、次の事項について、徹底を指示

- ・出荷状況報告書※及び生鳥検査等の確認の徹底
- ・異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、

飼養者名、住所、出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

### 2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心とし、次の対応を実施

- ・動物園、動物取扱事業者への注意喚起
- ・ホームページへの掲載による飼育者等への啓発

### 3 その他

県ホームページ等で食鳥肉・卵の安全性について啓発

## 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥についての相談窓口

午前8時30分から午後5時15分まで（夜間・土日祝祭日を除く）		電話番号
県	農林水産部鳥獣対策・里山振興課 鳥獣対策担当	088-621-2262
	東部農林水産局（徳島）林業振興担当	088-626-8582
	南部総合県民局 保健福祉環境部（阿南）	0884-28-9862
	西部総合県民局 保健福祉環境部（美馬）	0883-53-2063
市町村	徳島市 農林水産課	088-621-5248
	鳴門市 農林水産課	088-684-1154
	小松島市 農林水産課	0885-34-9292
	勝浦町 農業振興課	0885-42-1505
	上勝町 企画環境課	0885-46-0111
	佐那河内村 産業環境課	088-679-2115
	石井町 産業経済課	088-674-1118
	神山町 産業観光課	088-676-1118
	松茂町 産業環境課	088-699-8714
	藍住町 建設産業課	088-637-3120
	北島町 まちみらい課	088-698-9806
	板野町 産業課	088-672-5994
	上板町 産業課	088-694-6806
	吉野川市 農林業振興課	0883-22-2228
	阿波市 農業振興課	0883-36-8720
	阿南市 農林水産課	0884-22-1598
	那賀町 環境課	0884-62-1192
	美波町 産業振興課	0884-77-3617
	牟岐町 産業課	0884-72-3419
	海陽町 産業振興課	0884-73-4161
	美馬市 農林課	0883-52-5609
	つるぎ町 産業経済課	0883-62-3111
	三好市 農林政策課	0883-72-7617
	東みよし町 産業課	0883-79-5339

※土日祝祭日・夜間の連絡先(県庁衛視室)

088-621-2057